
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 474 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 21 日開催）で議論された次の事項に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。
 - 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する実務対応報告の適用時期及び経過措置
 - 実務対応報告公開草案「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の文案
 - 「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案
 - 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案
 - 「コメントの募集及び論点整理の概要」の文案

事務局の分析について聞かれた意見

（「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案について）

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. 電子記録移転有価証券表示権利等の売買取引における約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間が上場株式会社における受渡しに係る期間を超えることはないとの前提であるならば、「概ね同期間となることが想定される」とするのではなく、「少なくとも上場株式会社における受渡しに係る期間を超えることはない」と想定される」と記載した方がよいのではないか。

（「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案について）

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

3. ICO トークンの発行者が何等かの義務を負担している場合における記載において、

「当初認識時」という表現は発行者側の取扱いなのか、取得者側の取扱いについて述べているのかが分かり難いので、ICO トークンの「発行時」という表現で統一するのが望ましいのではないかと。

4. 「その他の論点に関する予備的な分析」が付録として添付されているが、付録としての位置付けが妥当か否かについては、改めて検討した方がよいのではないかと。

(「コメントの募集及び論点整理の概要」の文案について)

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

5. ICO トークンの発行者における発行時の会計処理の質問において、現状の記載では理由を聞いているのか否かが不明確であるため、まず、発行時の会計処理に関する2つの考え方のいずれが適切と考えるかの理由を質問し、その上で、見解の根拠として、ICO トークンの発行取引の実態をどのように捉えているかを併せて質問する方がよいのではないかと。

以 上